

各 位

関税率表第 07.14 項の物品のうち冷凍し又は乾燥したものについて
(お知らせ)

日頃より、税関行政にご協力いただきありがとうございます。

関税率表第 07.14 項の物品のうち冷凍し又は乾燥したものの考え方につきまして、分類の不統一がありましたことから、改めて以下のとおりお知らせします。

「カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎」のうち「生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したもの」は、関税率表第 07.14 項に分類されると同項に規定されています。このうち、冷凍し又は乾燥したものについては、前処理として熱処理を行ったものも含まれません。

したがって、前処理として熱処理を行った後に、冷凍し又は乾燥したものは、同表第 07.14 項に分類されます。

なお、完全に加熱されている等、前処理を超える加工が行われた物品であると判断される場合は、同項には分類されず、調製品として同表第 20.08 項に分類されることとなるので留意願います。

分類の考え方についてご相談がございましたら、業務部首席関税鑑査官部門
(電話 03-3529-0700) にご連絡くださいますようお願いいたします。